

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第六十条 「略」</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>〔イ〕リ 略〕</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二十四第十八号、第一百二十二条第四号二及び第四百四十七条の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 農林中央金庫が</p> <p>法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第六十条 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 「同上」</p> <p>〔イ〕リ 同上〕</p> <p>又 「同上」</p> <p>(1) 指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二十四第十八号、第一百二十二条第四号二及び第四百四十七条の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 農林中央金庫が法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続</p>

をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「略」

ル 「略」

〔五・六 略〕

〔2〕4 略〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第六十二条 「略」

2 「略」

3 農林中央金庫は、その事務所等(主たる事務所、従たる事務所その他農林中央金庫の業務の全部又は一部を営む施設又は設備(携帯型の設備及び農林中央金庫以外の者が占有し、又は管理する設備を除く。)をいう。以下同じ。)において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所等内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 農林中央金庫は、法第五十四条第四項第十号又は第七項第三号の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該事務所等内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はそ

実施基本契約をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「同上」

ル 「同上」

〔五・六 同上〕

〔2〕4 同上〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第六十二条 「同上」

2 「同上」

3 農林中央金庫は、その事務所等(主たる事務所、従たる事務所その他農林中央金庫の業務の全部又は一部を営む施設又は設備(携帯型の設備及び農林中央金庫以外の者が占有し、又は管理する設備を除く。)をいう。以下同じ。)において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 農林中央金庫は、法第五十四条第四項第十号又は第七項第三号の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係

の代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第七十一条の三 法第五十七条の二第二項第一号の苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 「略」

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第十七号及び第四百四十七条の十一第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

〔三〇五 略〕

〔2・3 略〕

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為

る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第七十一条の三 「同上」

一 「同上」

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第一項第十七号及び第四百四十七条の十一第一項第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

〔三〇五 同上〕

〔2・3 同上〕

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為

第八十五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第四百四十七条の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第四百四十七条の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 略〕

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第八十五条の二十から第八十五条の二十二（第一項第四号を除く。）まで、第八十五条の二十四、第八十五条の二十七

第八十五条の十五 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第八十五条の二十から第八十五条の二十二まで、第八十五条の二十四及び第八十五条の二十七の二において「契約締結

の二及び第四百四十七条の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」という。）

〔2・(3) 略〕

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十五条の十七 令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第八十五条の十九、第八十五条の二十三及び第八十五条の二十五第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第八十五条の二十 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

前交付書面」という。)

〔2・(3) 同上〕

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十五条の十七 令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第八十五条の十九、第八十五条の二十三及び第八十五条の二十五第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第八十五条の二十 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第十一号に掲げる事項

二 第八十五条の二十四第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫は、契約締結前交付書面には、第八十五条の二十四第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第八十五条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第八十五条の二十四第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第一項第十一号に掲げる事項

二 第八十五条の二十四第一項第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫は、契約締結前交付書面には、第八十五条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 「同上」

- 一 第八十五条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第八十五条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により

した書面（以下この条、第八十五条の二十六及び第八十五条の二十七の二第三号口において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一本文の規定により当該顧客に対し第四百十七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕十六 略〕

十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第四百十七条の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつてい

り記載した書面（以下この条、第八十五条の二十六及び第八十五条の二十七の二第三号口において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第八十五条の二十四 〔同上〕

〔一〕十六 同上〕

十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第四百十七条の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつてい

は、当該認定投資者保護団体の名称)

〔十八・十九 略〕

〔項を削る。〕

(特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一項第四号を除く。))及び第四百七十七条の十五第一項第四号において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十一 略〕

〔項を削る。〕

あつては、当該認定投資者保護団体の名称)

〔十八・十九 同上〕

2||

一 特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十一 同上〕

2||

一 特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百四十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

「二〇四 略」

（農林中央金庫の説明書類の縦覧）

第四百四十二条 「略」

「二〇四 略」

5 準用銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

（農林中央金庫の説明書類の縦覧）

第四百四十二条 「同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百四十七条 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

「号を削る。」

三|| 「略」

2 「略」

3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜六 略」

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第四百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第四百四十七条の六、第四百四十七条の十及び第四百四十七条の十四第九号において「手数料等」

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百四十七条 「同上」

「一・二 同上」

三|| 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜六 同上」

4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第四百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第四百四十七条の六、第四百四十七条の十及び第四百四十七条の十四第一項第九号において「手数料

という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第四百四十七条の七 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四百四十七条の十一第一号に掲げる事項

二 第四百四十七条の十一第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第四百四十七条の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字

料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第四百四十七条の七 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四百四十七条の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第四百四十七条の十一第一項第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第四百四十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及

を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四百七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第四百七条の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第四百七条の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第四百七条の十五及び第四百七条の十六の二第二号において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、農林中央金庫が法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

〔2～4 略〕

び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四百七条の九 「同上」

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第四百七条の十一第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第四百七条の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第四百七条の十五及び第四百七条の十六の二第二号において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第四百七条の十一 「略」

「項を削る。」

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第四百七条の十四 特定預金等契約が成立したときに作成する準用

金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条（第一

項第四号を除く。）において「契約締結時交付書面」という。）に

は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第四百七条の十一 「同上」

2|| 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金

庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替

えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧

客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合におい

て、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫

代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項

各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第四百七条の十四 特定預金等契約が成立したときに作成する準用

金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次

条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事

項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

2|| 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金

庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替

えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧

客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合におい

て、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四百四十七条の十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、農林中央金庫が法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

「二〇四 略」

(届出事項)

第五百十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

「一〇二十一の四 略」

二十二 削除

「二三三〇三十一 略」

代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四百四十七条の十五 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

(届出事項)

第五百十条 「同上」

「一〇二十一の四 同上」

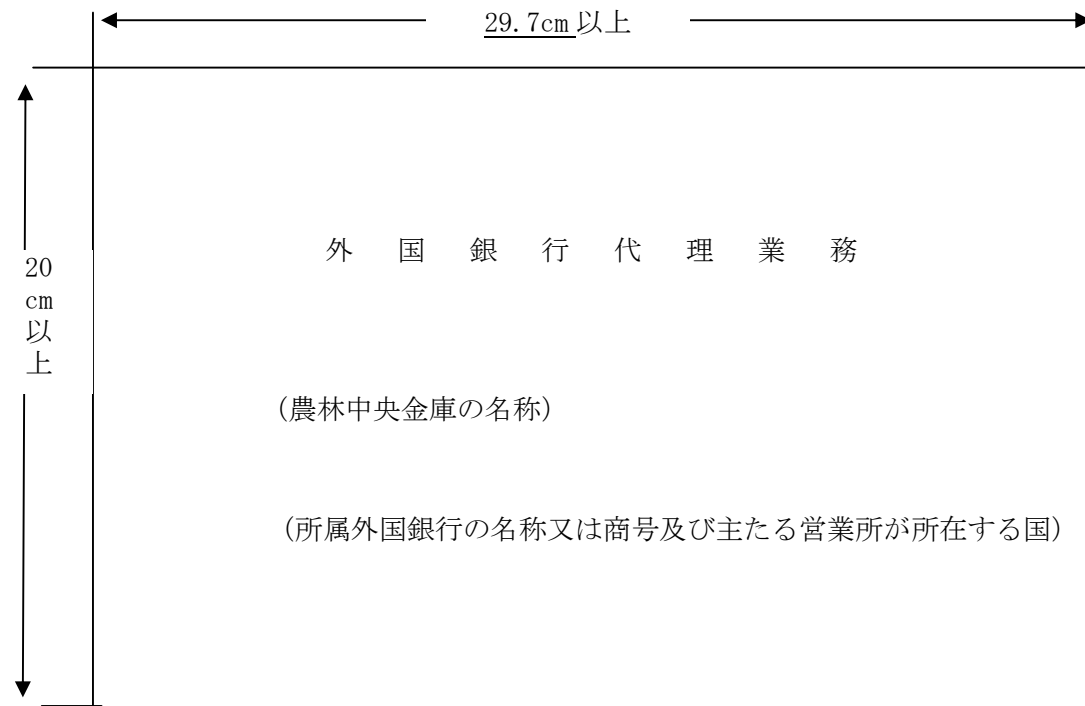
二十二 法第八十一条第一項又は第二項の説明書類について縦覧(同条第四項の規定により縦覧に供したものとみなされた場合を含む。)を開始した場合

「二三三〇三十一 同上」

<p>2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「3〃6 略」</p>	<p>2 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 前項第二十二号に掲げる場合 同号に規定する書面</p> <p>「3〃6 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

改正後

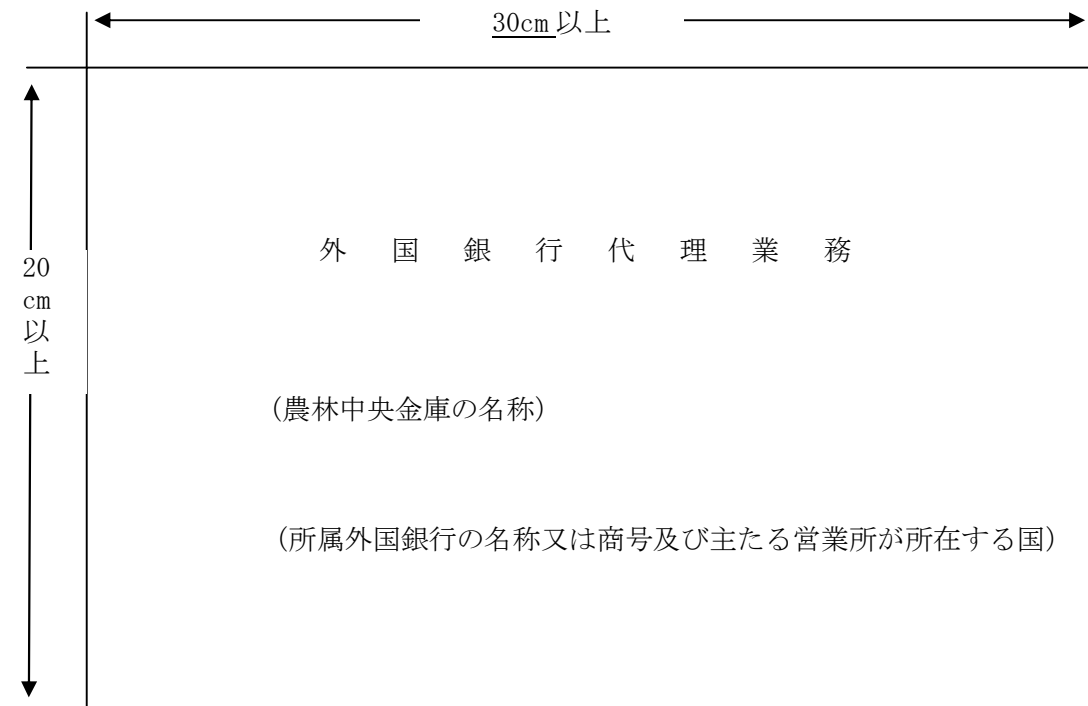
別紙様式第7号の2 (第85条の35関係)



(記載上の注意)
[1・2 略]

改正前

別紙様式第7号の2 (第85条の35関係)



(記載上の注意)
[1・2 同左]

改正後

別紙様式第 12 号 (第 126 条関係)

29.7cm 以上

20
cm
以上

農 林 中 央 金 庫 代 理 業 者 許 可 票

農 林 中 央 金 庫 代 理 業

許 可 番 号 金 融 庁 長 官 () 第 号

農 林 水 産 大 臣 () 第 号

(農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名)

(農林中央金庫の名称)

(記載上の注意)

[1~3 略]

改正前

別紙様式第 12 号 (第 126 条関係)

30cm 以上

20
cm
以上

農 林 中 央 金 庫 代 理 業 者 許 可 票

農 林 中 央 金 庫 代 理 業

許 可 番 号 金 融 庁 長 官 () 第 号

農 林 水 産 大 臣 () 第 号

(農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名)

(農林中央金庫の名称)

(記載上の注意)

[1~3 同左]